

社会福祉法人六条厚生会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人六条厚生会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬について定めるものとする

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤理事（常勤理事とは、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。）については、報酬及び退職手当を支給する。
- (2) 常勤理事に相当する勤務形態を有する理事については、報酬及び退職手当を支給する。
- (3) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬等を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬額の加算)

第2条の1 常勤役員が当法人の役職を兼ねて職員の業務を補完する場合、理事長が特に必要と認めるときは、第3条第1号に定める報酬額に、その対価相当額（200,000円の範囲内に限る。）を加算することができる。

(賞与)

第2条の2 常勤役員が前条に規定する職員の補完業務を執行する部分について、その対価として当法人の業績に応じて賞与を支給することができる。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 退職手当については、別表2に定める算式により算出される額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員に対する報酬の額は、別表3による報酬の区分に応じて定めるものとする。

- 2 評議員に対する報酬の額は、別表4(1)による報酬の区分に応じて、また県外在住者の評議員に対する交通費の額は、別表4(2)による交通費の区分に応じてそれぞれ定めるものとする。

(当法人職員給与との併給)

第5条 職員が当法人の役員(職員兼務理事)を兼ね、職員給与を支給している者には役員報酬を支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規定第19条に準じた日とする。

(2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2ヶ月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、立替金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2条の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 16 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 4 年 7 月 1 日から施行し、令和 4 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年 1 月 1 日から遡及適用する。